

岩手県立千厩病院 非常用自家発電装置消耗品交換修理仕様書

1 作業目的

令和6年度点検時に指摘された、非常用自家発電機の消耗品について交換を行うもの。

2 作業内容

- (1) 令和7年9月30日までに修理作業を終わらせること。
- (2) 非常用自家発電装置消耗品交換修理作業に必要な機器類については、別紙 修理内訳書に示す物品を用意すること。
- (3) 修理作業日時については、あらかじめ岩手県立千厩病院と打ち合わせを行うこと。

3 その他

非常用自家発電装置消耗品交換修理の実施に伴い、生じた疑義については発注者、受注者協議のうえ、修理を確実に履行すること。